

様

保有個人データの訂正等の通知

静岡県自動車学校

当教習所が所有するあなたが識別される保有個人データの訂正等の申し出について、個人情報保護法第29条第3項に基づき、次のとおり通知します。

請求に対する対応	1 訂正等の請求に応じます。
	2 訂正等の請求に応じません。
<p>1 請求に応じる場合、その訂正等の内容</p> <p>(1) 訂正等の内容</p> <p><input type="checkbox"/> 訂正 <input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 削除</p> <p>(2) 訂正等後の当教習所所有のあなたの保有個人データ (該当するもののみ記入)</p> <p><input type="radio"/> 訂正又は追加の場合</p> <p>年 月 日、次のように訂正 (追加) しました。</p> <p>・訂正又は追加した内容 (訂正又は追加の後)</p> <p><input type="radio"/> 削除の場合</p> <p>年 月 日、あなたの保有個人データを削除し、当教習所は所有していません。</p> <p><input type="radio"/> 訂正等の請求に応じない理由</p>	

記載要領 1 訂正等とは、保有個人データの訂正、追加、削除をいいます。
 2 訂正等の請求に応じない場合には、その理由については必ずしも説明する義務はありません。